

北上市告示甲第53号

北上市障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第110号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月7日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の地域生活支援事業として、同項第9号の地域活動支援センターその他の<u>厚生労働省令</u>で定める施設（以下「センター」という。）が障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助を実施した場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項の地域生活支援事業として、同項第9号の地域活動支援センターその他の<u>主務省令</u>で定める施設（以下「センター」という。）が障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助を実施した場合に要する経費に対し、補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	